

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は「真の価値を追求し、その喜びを分かち合う」を経営理念とし、顧客の顕在的・潜在的ニーズに合った商品を提供することで持続的な成長を実現するとともに、従業員や関係者との協働で生産性向上に努め、付加価値の最大化を目指します。また、企業活動を通して生み出された価値は、自社の状況や社会環境を踏まえ、賃金の引上げや成果に応じた賞与として適切に分配するとともに、「安心して働ける環境」と「成長できる場」という視点で教育訓練等、様々な取り組みを行い、従業員への持続的な還元（分かち合い）を実践してまいります。

（個別項目）

具体的には、上記視点で人事基幹制度（等級・報酬・評価）の改革や多様な人財の活躍を促す制度の導入（専門コースの設定や育児・介護支援の強化等）を実施します。賃金の引上げについては事業の成長や社会情勢等を踏まえながら、労使の協議をもって真摯に取り組んでまいります。また、教育訓練等については、当社の理念や戦略を実行するための人財像や企業文化像を描き、その具現化に向けた階層別研修や選抜教育を実施いたします。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/30488-05-01-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月1日

株式会社中村屋

法人の名称

代表取締役社長 島田裕之

代表者の役職及び氏名